

大館市老朽空家等解体撤去費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、安心して住み続けられるまちづくりを推進するため、経年劣化等により周囲に一定の危険性がある空家等を除却し、宅地の再利用を促すことを目的とする大館市老朽空家等解体撤去費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、大館市補助金等の適正に関する規則(昭和62年規則第8号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、大館市空家等対策の推進に関する条例(平成27年条例第36号)の例による。

(補助対象空家等)

第3条 この要綱の対象となる空家等(以下「補助対象空家等」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 大館市の居住誘導区域内の建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路又は国道若しくは県道に接する敷地上に存し、1年以上使用されていないもの
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築されたもの
- (3) 個人が所有する空家等のうち、居住の用に供されていたもの(居住の用に供する部分と事業の用に供する部分を併せ持つ併用住宅を含む。)
- (4) 大館市老朽空家等判定基準表(別表)による空家等老朽基準判定において、評点の合計が50点以上100点未満であるもの

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めるものについては、補助対象空家等とみなすことができる。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象空家等の解体及び撤去のための工事(以下「解体撤去工事」という。)を実施しようとする者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 登記事項証明書(未登記の場合は、固定資産税家屋台帳又は固定資産税納税通知書)に記録されている者
- (2) 前号に規定する者の相続人
- (3) 前2号に掲げるもののほか、空家等を管理する相当の理由がある市長が認める者

2 補助対象者は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 大館市が賦課している市税等に未納がないこと。

- (2) 5年以内に市の補助金を受けていない建築物であること。
- (3) 抵当権を設定している場合は、抵当権者や複数の権利者から同意を得ていること。
- (4) 解体後の跡地に3年間は、所有者、相続人、これらの三親等以内の親族が建て替え、又は駐車場経営をしないこと。

3 前項の規定にかかわらず、補助対象空家等が複数人の共有又は相続財産である場合において、当該共有者全員又は相続人全員から補助対象空家等の解体撤去工事についての同意を得ていること。

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象空家等及び敷地内の工作物等の全部を解体、撤去する工事であること。
- (2) 市内に本店若しくは支店を有する業者で、県知事による解体工事業登録を受けた者又は建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による土木工事業、建築工事業、とび若しくは土工工事業の許可を受けた者(次号において「施工者」という。)が行う工事であること。
- (3) 補助対象者が施工者と工事請負契約を締結している工事であること。
- (4) 公共事業による移転、建替えその他補償等の対象となる工事でないこと。
- (5) 他の補助制度により補助金の交付を受けない工事であること。
- (6) 補助金の交付の決定後に着手し、交付申請をした日の属する年度の3月31日までに完了することができる工事であること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 解体撤去工事の工事費(家財及び事業用資産の処分費を除く。)
- (2) 解体撤去工事により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費
- (3) 周囲への安全を確保する上で、解体撤去工事及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に係る経費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の総額に4分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てた額)とし、25万円を限度とする。

(交付申請)

第8条 交付申請をしようとする補助対象者（以下「補助申請者」という。）は、補助対象工事の実施前に大館市老朽空家等解体撤去費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 現況写真
- (3) 工程表
- (4) 工事見積書
- (5) 委任状（補助申請者が交付申請の手続きを他の者に委任する場合に限る。）
- (6) 市税等に未納がないことの証明書
- (7) 解体後の跡地に関する誓約書（様式第2号）
- (8) 第4条第3項に該当する場合は、紛争等に関する誓約書（様式第3号）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の交付は、補助申請者1人につき1回までとする。

（交付決定）

第9条 市長は、交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、大館市老朽空家等解体撤去費補助金交付決定（却下）通知書（様式第4号）により、補助申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第10条 補助金の交付の決定を受けた補助申請者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請の内容を変更しようとするときは、速やかに当該変更の内容を示す書類を市長に提出しなければならない。

（中止の承認）

第11条 補助事業者は、やむを得ない理由により補助対象工事を中止しようとするときは、速やかに大館市老朽空家等解体撤去費補助金中止承認申請書（様式第5号、以下「補助金中止承認申請書」という。）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、補助金中止承認申請書の提出を受け、これを承認した場合は、補助金の交付を取り消すものとする。

（実績報告書）

第12条 補助事業者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに大館市老朽空家等解体撤去費補助金実績報告書（様式第6号、以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し

- (2) 請求書又は領収書の写し
- (3) 解体撤去工事完了後の写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付額の確定等)

第13条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、大館市老朽空家等解体撤去費補助金交付額確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第14条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、大館市老朽空家等解体撤去費補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求があった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

(調査等)

第16条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に必要な事項について報告させ、又は当該職員に帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

(補足)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。